

生駒市規則第 13 号

生駒市会計年度任用職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 3 月 31 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市会計年度任用職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則
生駒市会計年度任用職員の給与の支給に関する規則（令和 2 年 3 月生駒市規則
第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条第 3 項中「100 分の 130」を「100 分の 127.5」に、「100 分の 65」を「100 分の 63.75」に改める。

第 16 条を第 17 条とし、第 15 条の次に次の 1 条を加える。

（パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償の特例）

第 16 条 パートタイム会計年度任用職員（1 週間の勤務日が週 4 日以下とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者で 1 年間の勤務日が 216 日以下のものに限る。以下この条において同じ。）で日額又は時間額により報酬が定められているものが給与条例第 8 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する交通機関等（以下「交通機関等」という。）を利用する場合における費用弁償の額は、回数乗車券等の実際の通勤回数分の運賃等（同号に規定する「運賃等」をいう。以下同じ。）の額とする。

2 月額により報酬が定められているパートタイム会計年度任用職員のうち、1 月当たりの勤務日数が定められているものが交通機関等を利用する場合における費用弁償の額は、回数乗車券等の運賃等の額に当該月の通勤所要回数に乗じて得た額とする。

3 パートタイム会計年度任用職員が給与条例第 8 条の 2 第 1 項第 2 号に規定す

る自動車等を使用する場合における費用弁償の額は、給料等の支給に関する規則（昭和32年7月生駒市規則第3号）第4条の5の表における自動車等の使用距離に応じて同表の支給額欄に掲げる額を上限として、当該額を21で除して得た額に実際に勤務した日数（月額により報酬が定められているパートタイム会計年度任用職員にあっては、市長が定める通勤所要回数）を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行し、改正後の第16条の規定は、同日以後の通勤に係る費用弁償について適用する。